

# いわき市農業委員会第19回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和7年11月21日(金曜日)午後2時00分、いわき市農業委員会総会を  
いわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

## 1 出席者(計32名)

### (1) 農業委員(21名)

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	22 加茂 直雅
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
4 木幡 仁一	14 佐川 良平	24 薫谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 紗綾	
6 志賀 幸	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
		20 石井 英毅

### (2) 事務局(11名)

事務局長	鈴木 一徳
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	佐藤 公威
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農地調査係主査	鈴木 昌則
農地調査係主査	坂本 祐輔
農地審査係主査	櫛田 秀則
農地審査係主査	浅川 実利
農地審査係主事	千葉 風摩
農政振興係主査(書記)	鹿内 竜也

## 2 欠席者

9 四家 誠 10 中根 まり子 19 生田目 祥明

## 3 会議の概要(注:個人情報に係る箇所を除く)

事務局  
(中村次長)

それでは、議事に入ります。  
議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。  
蛭田会長、よろしくお願ひいたします。

議長  
(蛭田会長)

それでは、議長を務めさせて頂きます。  
円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

始めに、本日の通告欠席は、議席番号9番 四家誠委員、議席番号10番 中根まり子委員、議席番号19番 生田目祥明委員となります。

現在、委員24名中21名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会第19回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号22番 加茂直雅委員、議席番号23番 油座盛明委員、以上2名の委員にお願いいたします。

また、書記は事務局にお願いいたします。

なお、議事録については、いわき市個人情報保護条例等に留意の上、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」により作成いたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表いたします。

次に、会務報告に入ります。

今月の報告は、令和7年10月分となります。

議案書2ページに記載のとおりですので、各自ご確認下さい。

これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議案・報告案件において、取下げ・追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局  
(佐藤係長)

特に、取下げ・追案等はございません。

議長  
(蛭田会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項について

議長 (蛭田会長)	<p>は、その議事に参与することが出来ないこととされております。            該当する方がいれば、議案審議の際に申し出て下さい。            それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (蛭田係長)	<p>議案書の3ページをお開き願います。  <b>【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】</b>            なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (千葉主事)	<p>議案説明書の1ページをご覧下さい。            議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。</p>
議案説明書の2ページをお開き下さい。 併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧下さい。 番号1番から番号5番につきましては、売買による所有権の移転、番号6番から番号8番につきましては、贈与による所有権の移転です。 このうち、番号5番は新規就農案件となっております。 番号5番につきましては、譲受人は以前住んでいた場所で家庭菜園を行っていましたが、令和元年の台風19号の水害により転居を余儀なくされ、現在は民間借り上げ住宅に住んでいます。	
畑付きの住宅を購入して、以前のように家族で野菜作りをするため申請に至ったものです。	<p>畑付きの住宅を購入して、以前のように家族で野菜作りをするため申請に至ったものです。</p>
農機具については、耕運機を1台所有しており、栽培作物はじゃがいも、玉ねぎ、大根です。	<p>農機具については、耕運機を1台所有しており、栽培作物はじゃがいも、玉ねぎ、大根です。</p>
以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。	<p>以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。</p>
今月の3条申請面積につきましては、田10,429m <sup>2</sup> 、畠2,800m <sup>2</sup> 、合計13,229m <sup>2</sup> となります。	<p>今月の3条申請面積につきましては、田10,429m<sup>2</sup>、畠2,800m<sup>2</sup>、合計13,229m<sup>2</sup>となります。</p>
続きまして、議案説明書4ページをお開き願います。	<p>続きまして、議案説明書4ページをお開き願います。</p>
許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている記載となっております。	<p>許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている記載となっております。</p>
つきましては、現地調査報告の内容を踏まえご審議下さるようお願いいいたします。	<p>つきましては、現地調査報告の内容を踏まえご審議下さるようお願いいいたします。</p>
なお、許可要件の詳細につきましては、次ページでご確認下さい。 説明は、以上です。	<p>なお、許可要件の詳細につきましては、次ページでご確認下さい。            説明は、以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。            ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
1番 鈴木(幸) 委員	<p>番号1番から番号5番につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。            報告は、以上です。</p>

議長 (蛭田会長)	続いて、事務局よりお願ひいたします。
事務局 (千葉主事)	番号6番から番号8番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はございませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されたとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の4ページをお開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (櫛田主査)	議案の説明に入る前に、案件の取下げが2件ございましたので、ご説明いたします。 議案説明書の8ページをお開き下さい。 番号3番、申請地が遠野町上遠野の件について、申請地の一部に、平成29年に農業委員会が許可した賃借権を設定した土地が含まれており、申請地の面積及び権利関係の整理を要することから、申請取下げの意向が示されましたので、削除願います。 番号4番、申請地が山田町の一時転用案件について、今回の申請地よりも、より適した土地において事業を行えることになったことから、申請取下げの意向が示されましたので、削除願います。 これにより、今月の5条許可申請の田の合計面積が変更となります。 田の面積が3,501.19m <sup>2</sup> から1,167.19m <sup>2</sup> へ、合計面積が4,127.19m <sup>2</sup> から1,793.19m <sup>2</sup> へ変更となります。 お手数をお掛けしますが、資料の訂正をお願いします。 改めまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。 配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いします。 なお、「現地調査位置図」は10ページから、「意見及び決定理由書」は、

事務局 (鷲田主査)	<p>右下の欄に記載しております受付番号5028番からとなります。            ご準備よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。</p> <p>番号1番、平下山口、畠388m<sup>2</sup>、農家住宅、使用貸借権の設定。</p> <p>番号2番、平菅波の3筆、田1, 167. 19m<sup>2</sup>、畠238m<sup>2</sup>、合計1, 405. 19m<sup>2</sup>、駐車場及び進入路、使用貸借権の設定。</p> <p>本案件は、必要な許可を経ずに転用した追認の案件となります。</p> <p>申請地は、約35年前からお祭りの準備のために、神社総代、役員等が神社の裏広場へ集合するための作業自動車路として、また、神殿の修復工事搬入路等として使用していました。</p> <p>通路以外の農地は谷間であるため、休耕していたために竹藪になっていました。</p> <p>そのため農地としての認識がほとんどなく、参拝客等に対して不足している駐車場を整備するために、農地法の許可を得ずに令和5年に整備したものです。</p> <p>本案件は、申請地を非農地であると誤認し、必要な手続きを行わなかつたものであり、悪意により故意に行ったものではないこと、事務局の指導に従い可能な限り速やかに農地転用許可申請を行ったこと、提出された顛末書に今後は十分注意する旨記載されていること、及び周辺農地の営農に影響が無いことから、原状回復を行わず、追認により許可することもやむを得ないと考えます。</p> <p>以上2件につきまして、申請内容を精査した結果、番号1番及び番号2番について、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。</p> <p>ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
2番 鈴木(義) 委員	<p>先に、番号2番について申し上げます。</p> <p>当該案件は、必要な手続きを経ずに駐車場及び進入路として令和5年から使用しておりました。</p> <p>当該事案は、申請者が農地転用不要と誤認して、必要な手続きを行わずに施工してしまったとのことですですが、当委員会の指導に従い可能な限り速やかに転用申請を提出したこと、当該事案について顛末書を提出していること、及び当該転用計画による周辺農地への影響等ないと判断できることから当該転用申請について、許可とすることもやむを得ないと考えます。</p> <p>番号1番については、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は、以上です。</p>

議長 (蛭田会長)	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されたとのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p>【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の5ページをお開き願います。</p> <p>【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p> <p>議案説明書の9ページをお開き願います。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、ご説明いたします。</p> <p>議案説明書の10ページをお開き願います。</p> <p>配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いします。</p> <p>なお、「現地調査位置図」は18ページ、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5029番の次、左上に「事業計画変更/令和7年度(5)」と記載があるページになります。</p> <p>ご準備よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、説明いたします。</p> <p>番号1番、申請土地の表示は、平中神谷の一部です。</p> <p>当該案件は、「現場事務所の設置」を転用目的として、令和6年10月25日付けいわき市農業委員会指令第5066号により、一時転用許可を受けております。</p> <p>今回の変更申請の内容は、「工事期間(完工時期)の変更」です。</p> <p>いわき農林事務所発注の中神谷第二地区ほ場整備工事にて、現場管理業務を現場近接地にて行うため、仮設事務所や資機材の保管場所として使用していましたが、設計変更に伴い工期が延長になったことから、今回の工事期間の変更申請に至ったものです。</p> <p>変更前が令和7年10月24日まで、変更後が令和8年3月31日までとなっています。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p>只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。</p> <p>ここで、事務局より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
--------------	---

事務局 (鶴田主査)	番号1番について、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されたとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はござりますか。
	<b>【意見・質問なし】</b> ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第3号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。
	<b>【「異議なし」の声あり】</b> ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。
	次に、議案第4号「農地法第51条第1項に該当する事案について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の6ページをお開き願います。 <b>【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】</b> なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (浅川主査)	本日配付しております、資料1をご準備願います。 議案第4号「農地法第51条第1項に該当する事案について」、ご説明いたします。 併せて、現地調査位置図の19ページをご覧下さい。 それでは、提案趣旨について申し上げます。 令和7年7月18日開催の第15回総会における議決を経て、いわき市農業委員会違反転用の是正措置に関する事務処理要領第7条により、違反行為者・土地所有者の両名に対し、違反転用の状態にある農地に関し、令和7年10月31日までに原状回復等の措置を講じるよう、令和7年8月4日付け7農委第131号にて勧告しました。 是正期限後となる令和7年11月12日の定例的調査において、現地を確認したところ、当農業委員会の許可等を受けることなく行った盛土の撤去に至っておらず、農地への原状回復にはほど遠い状態でした。 今後、農地法第51条第1項に規定する「原状回復命令」の発出を検討することとなります。それに先立ち、いわき市農業委員会違反転用の是正措置に関する事務処理要領第8条において、「違反転用者等が前条に規定する勧告に従わないときは、総会の決定を経て、行政手続法(平成5年法律第88号)及びいわき市行政手続条例(平成9年いわき市条例第1号)により、聴聞又は弁明の機会を付与する」と規定されていることから、弁明の機会の付与について、総会での決定を求めるものです。 相手方(名あて人)については、1違反行為者(土地使用者)は、佐糠町、株式会社ジオワークス、2土地所有者は、常磐三沢町、(氏名は不表示)の2名

事務局  
(浅川主査)

です。

違反転用地の表示は、常磐三沢町、登記地目は田、登記面積は1,916m<sup>2</sup>、残土置場としての違反転用事案です。

なお、「聴聞」又は「弁明の機会の付与」のいずれかの手続きを行うかについては、行政手続法第13条第1項第1号の区分のいずれかに該当すれば「聴聞」とし、いずれにも該当しない場合は「弁明の機会の付与」とされていますが、本事案で想定される不利益処分は「原状回復命令」であり、これは第1号の区分のいずれにも該当しないことから、弁明の機会の付与を行うものです。

弁明の機会の付与の方式については、行政手続法第29条及びいわき市行政手続条例第27条により、弁明書の提出によることとし、弁明をするときは、証拠書類等を提出することが出来るものとします。

また、行政手続法及びいわき市行政手続条例において、弁明の機会の付与に対する明確な期間の定めはありませんが、相手方による弁明書の作成や証拠書類の取集等に必要とする期間を勘案し、弁明通知書の発出から1か月を目途に設定したいと考えております。

資料の3ページ目には、今月12日に実施した現地調査において撮影した違反転用地の現況写真を、4ページ目には、参考として本年7月9日に撮影した違反転用地の現況写真を、5ページ目には、行政手続法、いわき市行政手続条例、いわき市農業委員会違反転用の是正措置に関する事務処理要領の抜粋を掲載しておりますので、ご確認下さい。

説明は、以上です。

議長  
(蛭田会長)

只今、議案第4号について、事務局より説明がありました。

ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

3番  
遠藤委員

11月12日に実施した現地調査の結果ですが、先ほどの事務局説明及び資料に掲載されている現況写真のとおり、当農業委員会の許可等を受けることなく行った盛土の撤去に至っておらず、農地への原状回復にはほど遠い状態でした。

書面による是正勧告に従わないことから、いわき市農業委員会違反転用の是正措置に関する事務処理要領第8条により、違反行為者・土地所有者の両名に対し、弁明の機会を付与するべきであると考えます。

報告は、以上です。

議長  
(蛭田会長)

只今の報告では、書面による是正勧告に従わないことから、いわき市農業委員会違反転用の是正措置に関する事務処理要領第8条により、違反行為者・土地所有者の両名に対し、弁明の機会を付与するべきであるとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はござりますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議長  
(蛭田会長) 議案第4号について、弁明の機会を付与することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「農地法第51条第1項に該当する事案について」は、弁明の機会を付与することで可決いたします。

ここで、議案第5号に入る前に、10分間休憩を取ります。

午後2時50分まで休憩とします。

なお、議席番号4番 木幡仁一委員については、諸事情により、ここで退席となります。

皆様、ご承知願います。

【10分間休憩】

全員お揃いですので、議事を再開いたします。

次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(鯨岡係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局  
(鈴木主査)

それでは、議案第5号について説明いたします。

議案説明書の14ページをお開き下さい。

議案第5号は、令和5年4月より基盤強化促進法の一部が改正されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律(第19条第3項の規定)により、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。

次のページをご覧下さい。

農地中間管理事業により、公益財団法人福島県農業振興公社が新たに農地中間管理権を取得し、借り受け者に転貸する新規転貸事案です。

実施地区は平、借り手2名、対象筆数田18筆、畠10筆、面積は田18,663m<sup>2</sup>、畠6,427m<sup>2</sup>となります。

また、貸付相手方の要件については、満たしております。

説明は、以上です。

議長  
(蛭田会長)

只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご質問はございますか。

【質問なし】

ご質問がないようでありますので、当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

【意見なし】

ご意見がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第5号について、「意見なし」とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 (蛭田会長)	<p>ご異議なしと認め、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、「農業委員会の意見はなし」といたします。</p> <p>次に、議案第6号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (鯨岡係長)	<p>議案書の8ページをお開き願います。</p> <p><b>【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】</b></p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (坂本主査)	<p>お配りしております、議案説明書及び資料2をお開き願います。</p> <p>番号1番から番号7番の登記地目田及び畠については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に山林・原野化していることから、非農地判断を行うものです。</p> <p>土地の現況については、9月8日に実施された平2区地区、10月2日に実施された四倉・久之浜・大久地区、及び10月7日に実施された遠野・田人地区審議会の農地パトロール強化月間における現地調査においても、耕作の目的に供されていないことを確認しております。</p> <p>また、非農地判断することについて、地権者等の意向確認も行っております。</p> <p>11月分は、田1筆876m<sup>2</sup>、畠6筆3,072m<sup>2</sup>、計7筆3,948m<sup>2</sup>です。</p> <p>現地の様子については、前面のモニターに投影させて頂きます。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p><b>【現地の様子をモニターに投影】</b></p> <p>ここで、資料の訂正がございます。</p> <p>資料2の4ページ、四倉町大森地内の図面において、⑯と⑰が抜けておりました。</p> <p>⑰と⑲の間に⑯がありますが、こちらを削除して頂き、⑯と⑰を追記願います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今、議案第6号について、事務局より説明がありました。</p> <p>ここで、事務局より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
事務局 (坂本主査)	<p>番号1番から番号3番については、四家誠委員が報告する予定でしたが、諸事情により欠席となりました。</p> <p>四家誠委員より報告内容を承っておりますので、事務局が代読いたします。</p> <p>番号1番から番号3番について、平2区地区審議会の木幡仁一委員、渡邊弘幸委員、村田裕委員と一緒に、9月8日に実施された農地パトロールの中で現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。</p>

事務局 (坂本主査)	非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	続いて、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
16番 木村(義) 委員	番号4番、番号5番について、四倉・久之浜・大久地区審議会の石井英毅委員、岡田光男委員、根本重光委員と一緒に、10月2日に実施された農地パトロールの中で現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。 非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。
23番 油座委員	番号6番、番号7番について、遠野・田人地区審議会の生田目祥明委員、大竹保男委員、永瀬雅則委員と一緒に、10月7日に実施された農地パトロールの中で現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。 非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
8番 古市委員	番号1番や番号2番については、面積が大変大きい農地であります。 最近は、基盤整備が実施された農地が、案件として頻繁に挙がって参ります。 また、この辺りは、農用地区域でもあったと思います。 非農地判断をする前に、こういった農地を活かせる何か良い方法はないのでしょうか。 例えば、新規就農者や双葉郡のブドウ農家などに、あっせんするという方法も考えられると思います。 そうすれば、こういった農地を荒らさなくて済むと思います。 いずれにしても、非農地判断後も農用地区域の規制は残るのですから、何か良い方法を考えるべきではないでしょうか。
事務局 (鯨岡係長)	先ず農用地区域であっても、國の方針として、耕作することが困難な状況であれば、非農地判断して差支えないものとされております。 その上で、お質しの農地については、昨年度の地域計画に関する協議の場においても、水の便が悪い為、新規参入に繋がらない農地であると、大変話題に上がっておりました。 従って、今回の非農地判断については、やむを得ないものと考えております。

事務局 (鯨岡係長)	また、古市委員のお質しの通り、農用地区域で再生可能な農地については、担い手を探すなどの努力が必要であるとも考えております。
8番 古市委員	わかりました。 ありがとうございました。
議長 (蛭田会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
2番 鈴木(義) 委員	勉強として、お伺いいたします。 基盤整備が実施された農地が、非農地判断されるという問題についてですが、仮に非農地とされた場合には、そこに建物を建てたりしても問題ないのでしょうか。 それとも、基盤整備が実施された農用地区域であるため、何も出来ないことになるのでしょうか。
事務局 (鯨岡係長)	非農地判断後の流れについてですが、先ず事務局において、農用地区域の所管課である市農業政策課へ情報提供を行います。 それを受け、農用地区域から除外するかどうかの判断を、市農業政策課が行うことになります。 非農地判断後であっても、農用地区域の規制が掛かったままであれば、安易に建物を建てるなどの行為は、出来ないものと考えます。
2番 鈴木(義) 委員	仮に非農地判断後に、農用地区域からも除外されれば、太陽光発電施設などを建てられることになるのでしょうか。
事務局 (鯨岡係長)	農地法や農業振興地域の整備に関する法律などの規制は外れることになりますが、都市計画法などその他関係法令の規制がありますので、それがクリア出来なければ、安易に開発行為には及ばないものと判断されます。
2番 鈴木(義) 委員	わかりました。 ありがとうございました。
議長 (蛭田会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第6号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第6号「非農地の判断について」は、原案のとお

議長 (蛭田会長)	<p>り可決いたします。</p> <p>次に、報告に入ります。</p> <p>始めに、報告第1号から第3号まで、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (蛭田係長)	<p>議案書の9ページをお開き願います。</p> <p>【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】</p> <p>資料の訂正がございます。</p> <p>議案説明書の報告第1号の内容についてですが、昨年度の11月に報告した内容を記載してしまいました。</p> <p>今月の報告内容につきましては、資料3に記載のとおりとなりますので、そちらをご覧下さるようお願いいたします。</p> <p>今月の報告件数は37件、権利の移動理由は全て相続です。</p> <p>権利の取得面積は田117,763.94m<sup>2</sup>、畠69,801.91m<sup>2</sup>、合計187,565.85m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書の10ページをお開き願います。</p> <p>【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】</p> <p>議案説明書の28ページ、29ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は5件、転用面積は田872m<sup>2</sup>、畠793m<sup>2</sup>、合計1,665m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書の11ページをお開き願います。</p> <p>【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】</p> <p>議案説明書の30ページ、31ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は1件、面積は田4,591m<sup>2</sup>、畠0m<sup>2</sup>、合計4,591m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>次に、報告第4号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (佐藤係長)	<p>議案書の12ページをお開き願います。</p> <p>【報告第4号を朗読し、報告事項(引き続き農業経営を行っている旨の証明書について)を説明】</p> <p>議案説明書の32ページ、33ページをお開き願います。</p> <p>今月の交付件数は3件、内訳は全て相続税の納税猶予です。</p> <p>面積は田7,819m<sup>2</sup>、畠7,116m<sup>2</sup>、合計14,935m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>

議長  
(蛭田会長) 以上、事務局説明のとおり、ご承知願います。  
次に、その他に入ります。  
始めに、私のほうから 1 点ご報告がございます。  
先に依頼しておりました、令和 8 年いわき市農作業労働賃金標準額(案)  
の確認について、JA 福島さくらいわき統括センターより、10 月 30 日付け  
で完了した旨の報告がございました。  
これにより、令和 8 年標準額が策定されたことになります。  
なお、標準額表につきましては、1 月に印刷作業を行い、2 月の農事組  
合回覧により、戸別配付する予定であります。  
皆様、ご承知願います。  
次に、事務局より何かござりますか。  
【特になし】  
次に、委員の皆様より何かござりますか。  
【特になし】  
特にないようですので、以上を持ちまして、いわき市農業委員会第 19 回  
総会を閉会いたします。  
ご協力、ありがとうございました。

#### 4 議案・報告の内容及び審議結果

##### (1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決(※番号3番、番号4番は取下げ)
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第4号	農地法第51条第1項に該当する事案について	弁明の機会を付与することで可決
第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決
第6号	非農地の判断について	原案のとおり可決

##### (2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

#### 5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員 該当者なし

#### 6 本総会の閉会時刻

午後3時20分

#### 7 本総会の議事録署名人に指名された委員

22 加茂 直雅 23 油座 盛明